

加古川市上下水道局契約からの暴力団排除に関する要綱

平成24年3月30日
水道事業管理者決定

(準用)

第1条 加古川市上下水道局契約からの暴力団排除に関しては、加古川市契約からの暴力団排除に関する要綱(平成24年3月16日総務部長決定 以下「要綱」という。)を準用する。この場合において、要綱第1条中「加古川市(以下「市」という。)が締結する契約」を「加古川市上下水道局(以下「上下水道局」という。)が締結する契約」に、要綱第3条中「加古川市財務規則第2条第8号」を「加古川市水道事業及び下水道事業契約規程第3条」に、要綱第4条中「財務規則第96条第1項第12号」を「加古川市水道事業及び下水道事業契約規程第23条第1項第12号」に、要綱第5条第2項中及び第10条中「市」を「上下水道局」にそれぞれ読み替えるものとする。

(準用の除外)

第2条 前条の規定に関わらず、要綱第8条の規定は準用をしない。

(市長の事務部局への通報)

第3条 上下水道局は、契約の相手方を決定し、又は契約の相手方が第三者に行わせる場合においてその相手方又はその第三者が暴力団等である疑いがあるとき、契約担当者が要綱第4条第3号による報告を受けたとき、その他必要があると認めるときは、契約担当者は市長の事務部局の契約担当者に対し、速やかに通報しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年5月31日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前にした加古川市水道事業契約規程第4条第1項の公告、加古川市水道事業契約規程第16条第2項の通知又は加古川市水道事業契約規程第19条による見積依頼に係る契約で同日以降に締結するものについては、なお従前の例による。

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。